

標準報酬月額の時給決定を行います

標準報酬月額とは短期給付や長期給付の算定の基本となる額の事です

組合員の皆さんに毎月負担いただいている掛金(保険料)は、標準報酬月額に各事業の掛金率*を乗じて算定しています。

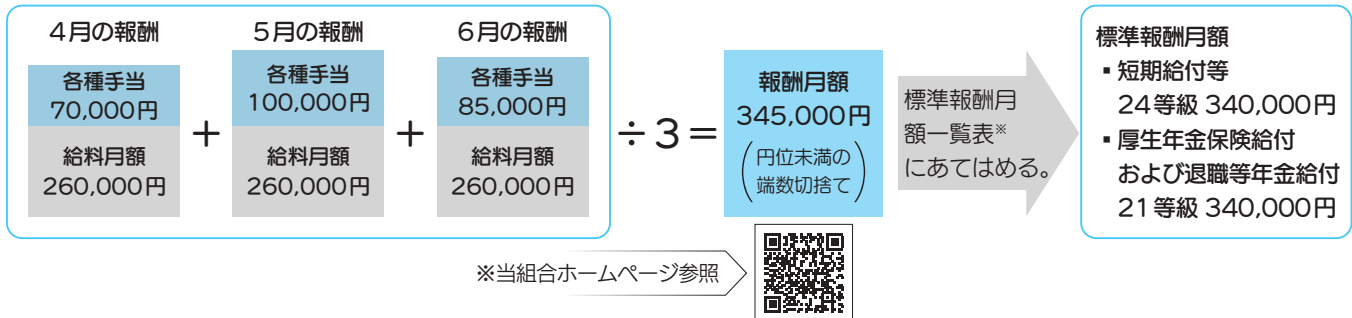
標準報酬月額は給料月額に各種手当を合算した報酬から算定されますが、既に決定している標準報酬月額と実際に受けている報酬に大きな差が生じないように、毎年4月～6月の3ヵ月間に受けた報酬を基に新たな標準報酬月額を決定します。

このことを「時給決定」といい、決定した標準報酬月額は、今年の9月から来年の8月までの掛金(保険料)の算出に適用されます。



時給決定による標準報酬月額の算定方法

4月・5月・6月に受けた報酬の平均額により算定します。



時給決定の対象とならない組合員

- 6月1日以降に組合員資格を取得した方
- 7月から9月までのいずれかの月に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

時給決定における標準報酬月額の保険者算定

通常の方法により標準報酬月額を算定することが困難であるとき、または算定結果が著しく不当となるときは、当組合が適当と認めた方法により標準報酬月額を決定します。このことを保険者算定といいます。

● 一部の月を除く算定

次のいずれかに該当する月がある場合は、その月を除いて算定します。

- ・ 欠勤や無給休職等により報酬の全部が支給されない日があり、通常の算定が困難な月
- ・ 休職等により報酬の一部が支給されない日があり、通常の算定が困難な月

● 従前の報酬月額から算定

4月～6月の全ての月において、前記の事由等により、報酬月額を算定することが困難である場合は、従前の報酬月額で標準報酬月額を算定します。

● 年間平均による算定

4月～6月で算出した標準報酬月額と年間(前年7月～本年6月)で算出した標準報酬月額に2等級以上の差があり、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合は、年間平均による算定を行うことができます。

年間平均による算定に該当するか否かの判断は共済事務担当課にて行い、対象となる組合員が同意する場合に適用されます。

同意する場合は共済事務担当課から「標準報酬時給決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び組合員の同意等(時給決定用)」の記入を求められますので、組合員が署名・捺印してください。



ご注意ください!

標準報酬月額は、掛金・保険料の算定に使用する基本の額となるほか、傷病手当金や育児休業手当金などの短期給付や将来の年金である長期給付の算定に使用する基本の額にもなるため、ご自身が受ける給付額に影響します。

お問い合わせ先

医療健康課(資格調定係) TEL 029-301-1413